平成２５年（フ）第１３２号
北九州市八幡西区楠橋東２丁目２番15号206号
債務者　清田　京子
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第９号
長崎県島原市湊町281番地
債務者　本多　啓子
1　決定年月日時　平成25年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
熊本県玉名郡長洲町大字宮野385番地
債務者　羽山　春香
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第２６号
青森県八戸市大字妙字東７番地１　久保アパートＢ－２
債務者　小野寺喜三郎
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第４１号
神奈川県横須賀市公郷町２丁目13番地１　エルズ衣笠ル・レジャン401
債務者　丸橋　良子（旧姓小池）
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第８０３号
大阪府茨木市星見町16－３　カサグランデ205伊藤美穂方、住民票上の住所大阪府茨木市真砂３丁目10番23号　メゾンライトコア105号
債務者　伊藤　美和
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０１７号
大阪府豊中市服部豊町１丁目11番21―201号
債務者　出口　敏三
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１１５号
大阪市西淀川区柏里２丁目11番３号　三和マンション410号室
債務者　山脇　辰夫
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１２９号
大阪市生野区中川２丁目10番16号
債務者　松田たみこ
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２２７号
大阪市住吉区沢之町１丁目１番26号　和光ハイツ５－Ｃ号
債務者　百田かおり
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２３８号
大阪府八尾市高砂町４丁目24番地　府営住宅４―124号
債務者　兵頭ヒトミ
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２４３号
大阪市淀川区西宮原３丁目１番19―1008号
債務者　平山真貴子
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１３１号
名古屋市西区城西町125番地の１　伊藤ハイツ203号、従前の住所名古屋市千種区内山３丁目28番６号　マンション森701
債務者　原田　満良
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２号
山口県周南市瀬戸見町８番６号
債務者　保永美代子
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第１４号
山口県周南市大字栗屋1012番地の５、前住所山口県下松市樋ノ上３番地２
債務者　松尾　陽介
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１５２号
山口市白石３丁目３番23号
債務者　右田　靖人
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６１８号
川崎市川崎区夜光１丁目５番１号　塩浜荘203、前住所川崎市川崎区小田栄２丁目１番８―829号
債務者　小池　　亨
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係